

特定空家等の判断基準及び認定、措置について

1. 「富山市特定空家等の判断基準」について

本市では、平成29年12月に、空き家が「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に規定する特定空家等に該当するかどうか、判断する際の基準となる「富山市特定空家等の判断基準」（別紙参考資料1）を定めました。この判断基準は、空き家の物的状態に加え、周辺への悪影響の程度や危険等の切迫性を勘案し総合的に特定空家等に相当するかを判断するための基準になります。

また、この判断基準に基づく「特定空家等調査票」（別紙参考資料2）を作成し、空き家の立入調査を実施する際、調査員により調査内容等に差異が生じないように活用しております。

2. 特定空家等の認定、措置の流れ

